

NPO法人TSUBASA 会員規定

第1章 総則

（名称）【定款第1条関係】

第1条 この法人は、NPO法人TSUBASA（The Society for Unity with Birds – Adoption and Sanctuary in Asia）という。

（事務所）【定款第2条】

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県新座市中野2丁目2番22号に置く。

第2章 目的および事業

（目的）【定款第3条】

第3条 この法人は、鳥類の適正飼養に関する教育啓蒙、鳥類の保護と野生環境保護に関する調査研究・教育活動、動物愛護と公衆衛生についての正しい理解を普及させるための活動を行い、一般市民に的確な情報を提供することによって、人間と動物が共生し得る明るい社会の醸成と青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

（事業の種類）【定款第5条】

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 鳥類適正飼養に関する教育啓蒙事業
- ② 鳥類の保護事業
- ③ 鳥類飼養、公衆衛生に関する出版物刊行事業
- ④ 鳥類の飼養・疾病・食餌に関する調査研究、開発事業
- ⑤ 青少年に対する動物愛護精神啓蒙活動
- ⑥ 国内外に於いて鳥類のおかれている環境の現況視察事業
- ⑦ ペット用品、飼料及び装身具の売買、製造、及び輸出入業務
- ⑧ 動物病院施設及び動物宿泊施設の経営
- ⑨ ペットに係る飼養・食餌以外の物品販売業

（事業年度）【定款第43条】

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種類)【定款第6条】

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ団体
- (4) 名誉会員 この法人に対して功労のあった者、または理事会において名誉会員として推薦された個人及び団体

(入会)【定款第7条関係】

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員の会員期間は、第10条で規定する会員の資格が喪失されない限り継続する。

(入会金及び会費)【定款第8条関係、附則6関係】

第8条 会員は、理事会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ① 入会金 0円
 - ② 年会費 一口5,000円（一口以上）
 - (2) 賛助会員
 - ① 入会金 0円
 - ② 年会費 一口3,000円（一口以上）
 - (3) 法人会員
 - ① 入会金 0円
 - ② 年会費 一口10,000円（一口以上）
 - (4) 名誉会員
 - ① 入会金 0円
 - ② 年会費 0円

(変更の届出)

第9条 会員は、住所や電話番号等に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届出るものとする。

（会員の資格の喪失）【定款第9条】

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）【定款第10条】

第11条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）【定款第11条】

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において役員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）【定款第12条】

第13条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

（会員権利の譲渡）

第14条 この法人の会員権利は、他に譲渡することはできない。

第4章 雑則

（著作権）

第15条 この法人が発行する出版物及び海外文献の翻訳文、この法人が運営するホームページに掲載された著作物等の一切の知的財産権は、この法人に帰属し、無断での転載や引用は認めないものとする。

（免責事項）

第16条 この法人が提供した情報やサービスの信憑性・有益性等に関する判断は、会員自身が行うものとし、その結果、会員や鳥に損害が生じても一切の責任を負わない。

2 この法人は、会員間の紛争に関して、一切の責任を負わない。

（規定の変更）【定款第8条関係】

第17条 この規定を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

2 規定を変更したとき、代表理事は会員に変更内容を通知しなければならない。

（決定事項）

第18条 如何なる件に関し、全ての最終決定は理事会が行うものとする。

(施行細則)

第19条 この規定の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この規定は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成26年8月17日（理事会の議決の日）から施行する。
（定款変更に伴い、法人会員を追加する。）

附 則

- 1 この規定は、平成27年2月21日（理事会の議決の日）から施行する。
（正会員及び賛助会員の年会費を平成28年1月1日から変更する。なお、経過措置として、平成27年12月31日までは、変更前のおり、正会員の年会費は一口1,200円（三口以上）、賛助会員の年会費は一口1,200円（一口以上）とする。）

附 則

- 1 この規定は、平成27年12月19日（理事会の議決の日）から施行する。
（定款変更に伴い、団体が加入できる会員の種類を法人会員に集約する。）
（正会員及び賛助会員の入会金を平成28年1月1日から変更する。なお、経過措置として、平成27年12月31日までは、変更前のおり、正会員の入会金は1,400円、賛助会員の入会金は1,400円とする。）